

議案第 1 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成 20 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表の都市整備部の項の次に次のように加える。

地域振興整備局

第 2 条の表の都市整備部の項の次に次のように加える。

地域振興整備局

- (1) 新里支所に関する事項
- (2) 黒保根支所に関する事項

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 1 号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

地域振興整備局を設置するため、所要の改正を行おうとするものです。